

第一〇回

参第六号

少年院法の一部を改正する法律（案）

少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項但書中「六月」を「一年」に、「六月間」を「一年間」に改める。

第二十一条第一項及び第二項中「昭和二十六年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改める。

第二十二条を削る。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

## 理 由

少年院における矯正教育の実情及び少年の年齢引上の実施にかんがみ、在院者が二十歳に達した場合においても、矯正教育上必要があるときは、その在院期間が一年になるまで、これを継続して収容し得ることとし、且つ、少年保護鑑別所等の施設が十分でないことにかんがみ、代用少年保護鑑別所等を昭和二十八年三月三十一日まで利用し得るようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。